

高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事

特記仕様書

1 工事概要

1 工事場所

高知市 仁井田 1356番地

2 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(m2)	主要用途	消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考
給食調理棟	鉄骨造	1	246.10	小学校給食調理棟	(7)	第1種中高層住居専用地域	

(注)延べ面積及び主要用途については建築基準法による表記

3 工事項目

☐空気調和設備

☐衛生器具設備

☐給水設備

☐給排水衛生設備

☐給湯設備

☐消火設備

☐都市ガス設備

☐液化石油ガス設備

☐浄化槽設備

☐撤去工事

☐発生材処理

4 別契約関連工事

・建築工事

・電気設備工事

・土工工事

・給排水衛生設備工事

・空気調和設備工事

・舗装工事

・外構工事

5 工期

概成工期

・無

・有

完成期限の()日前(平成 年 月 日)

工事の現場着手は原則として、(平成 年 月 日)以降とする。ただし、事前調査・仮設等については施設関係者及び監督職員との協議により指定日以前の着手を可とする。

現場の施工については、(平成 年 月 日)までに工事範囲内への備品搬入等が出来るようにすること。

部分使用(工事請負契約書第33条第1項)

・無

・有

(平成 年 月 日)より

部分使用範囲()

2 工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁業務部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成25年版)」(以下、「標準仕様書」という。),「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成25年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成25年版)」(以下、「標準図」という。)による。

なお、給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事要領」による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

(3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 特記事項に記載の[]内表示番号は、「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

項目	特記事項
一般共通事項	
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 なお、手続などの費用は受注者の負担とする。(1.1.3) [1.1.3]
② 工事実績情報の登録(請求金額500万円以上)(受注、変更、竣工時)	登録の手続については、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]
④ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]
⑤ 工事日誌	着工日から完成日まで工事内容、材料・機材搬入状況、打合せ事項、監督職員の指示事項、検査等必要事項及び次週の工事予定を記入のうえ1部提出する。(電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可能とする) 月末には出来高を当初計画と共に記入し、実施工程表を添付する。(1.2.4) [1.2.4]
⑥ 工事写真	工事写真はE版またはF版とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版含紙) 撮影方法は、国土交通省大臣官庁官庁業務部監修の「工事写真の撮り方(建築設備編)(改訂第3版)」による。(1.2.4) [1.2.4]
⑦ 電気保安技術者	適用する(1.3.2) [1.3.2]
⑧ 施工条件	施工時間 ※(1.3.3)、[1.3.3](a)(1)による(土曜日は施工可能とする。(ただし、祝日を除く)) その他の施工条件 ()
9 交通誘導警備員	配置人員等 (計 名) 配置人員の資格 ・ 1名以上/1班は交通誘導警備員検定合格者(1級又は2級)を配置する工事 ※ その他、交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事

資格	資格要件
1. 2級交通誘導警備員検定合格者	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等	警備業法における指定講習を受講したものの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する 警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。
また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。

項目

特記事項

⑬ 揮発性有機化合物の室内濃度の測定

※ 別契約の受注者にて実施
濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。

・ 本工事にて実施
揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を提出する。
ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に依頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を送やかに監督職員に報告しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告し、測定する部屋については監督職員と協議する。

測定法
※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準の測定方法について」による。
測定項目
※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン
※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン
測定箇所 ()箇所

⑭ 発生材の処理

産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承認を得る。(積替・保管についても同様とする。)
産業廃棄物の収集、運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)、施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投分又は再生)を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。))により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。
この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・ 引き渡しを要するもの ()
・ 現場再利用を図るもの ()
○ 再生資源化を図るもの (○)コンクリート ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ()
・ 木材 ・ アスファルトコンクリート ()
○ 有価物処理を図るもの (○)金属
有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。
・ 特別管理産業廃棄物の処理方法 (・PCB使用機器)
PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
・ フロン回収・破壊を図るもの (・業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵庫冷凍機器)
フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。
・ 特殊な施設産物 (・六ふた二硫黄ガス ・ イオン化式感知器 ・)
閉鎖部に含まれる六ふた二硫黄ガスは製造業者が回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。
イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。(1.3.9) [5.1.1] [5.1.2]

⑯ 再生資源利用(促進)

計画書及び実施書の提出(請求金額100万円以上)

再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出は以下による。
a) 建設資材の利用量の大小や有無に限らず、再生資源利用計画書及び実施書を「建設リサイクルデータ統合システム」により作成する。作成したデータは、「建設リサイクルガイドライン」の「様式1」により、紙に出力したものを完成資料として提出すること。
b) 建設産物の発生量及び搬出量の大小や有無に限らず、再生資源利用促進計画書及び実施書を「建設リサイクルデータ統合システム」により作成する。作成したデータは「建設リサイクルガイドライン」の「様式2」により、紙に出力したものを完成資料の一つとして提出すること。
c) a)及びb)の提出時には、作成したデータを電子媒体に保存したものと合わせて提出することとし、建設リサイクル法第18条に基づく書類の提出が必要な場合は、再生資源利用(促進)実施書の提出をもって、それに代わるものとする。
d) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存すること。
e) 以上のことが行い難い場合は、監督職員にその旨を書面で報告し、監督職員の指示に従うこと。

⑰ 工事の取除

工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料及び仮設物等にも生じる損害を補償する保険を締結すること。
保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日以降までの期間とする。

⑱ 契約保証

※ 金銭の保証方式 ・
前払金支出割合区分補正
適用する

⑲ 環境物品等の調達

グリーン購入法)

本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。(1.4.1) [1.4.1]

⑳ 設備機材等

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同)また、「評価名簿」によると特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。(1.4.2) [1.4.2]

㉑ 特別な材料の工法

標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受け、当該メーカーの指定する工法による。

㉒ 工事用水・電力

構内既存の施設(用水) ・ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない
構内既存の施設(電力) ・ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない

㉓ 砂利地盤

原則として再生フラッシュランを使用する。

㉔ 保護砂

原則として再生砂を使用する。
その場合は六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合する(0.05mg/l以下)ことを確認し提出すること。

②③ 建設発生土の処理

※ 構外搬出適切処理(建設発生土の受入証明又は法令による許可書等を提出する)
・ 構内指示の場所に敷き均し
・ 構内指示の場所に堆せき
・ 構外指示の場所に処分(搬出調書等を提出する)
・ 受入れ施設名 ()
・ 受入れ場所 ()

④ 電気主任技術者への報告

電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面の提出について指示に従う。

⑤ 技能士の適用

本工事に該当する工事項目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
a) 配管工(配管工事) b) 建築板金施工(タクト製作及び取付) c) 熱絶縁施工(保温工事)
d) 冷凍空調調和機器施工(冷凍空調機器の据付) (1.5.2) [1.6.2]

⑥ 完成時の提出図書

標準仕様書及び改修標準仕様書による。
機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。
a) 簡易検査文字製本(A4版) 1部 ※ 要 ・ 不要
(完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。)
b) 2つ折り製本(A3版) 1部 ・ 要 ・ 不要
c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) ※ 要 ・ 不要
d) PDFデータ(全図面を1ファイル) ※ 要 ・ 不要
e) 建物等の利用に関する説明書 1部 ・ 要 ・ 不要
(説明書(A4版)、電子データ) (1.7.1) [1.8.2]

26 建築物等に関する説明書

作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。
内容及び水準は、国土交通省ホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例」を参考とする。
http://www.mlit.go.jp/gobui/kijun_kentikubutiryau_tebiki.html
完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。
なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に変わることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]

㉗ 取扱い説明

完成時の提出図書(建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。
取扱い説明の日程は、原則工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.8.4]

㉘ 不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次による。
a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に關して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

㉙ 不正経路の使用の禁止

a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正経油を使用してはならない。
不正経油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。
1) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの
2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの
3) 自動車等の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等)
b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

㉚ 消防計画書

工事着手に当たり、火災等の災害の予防や使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、工事中の消防計画書を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名

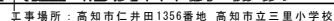
高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事

図面名 特記仕様書(1)

更新日 2015.7.1

作成 年 月 日

作成 係 係長 課長補佐 課長 図面番号 M - 01



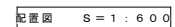
給食棟耐震補強工事に伴う機械設備の改修工事を行う。

1. 給湯室、ボイラールームの外壁耐震補強に伴い衛生、換気設備の改修工事を行う。
2. ワゴン室の外壁耐震補強に伴い衛生設備の改修工事を行う。
3. 給食室 耐震補強に伴う配管改修と、厨房設備の取外しによる衛生設備改修を行う。
4. 給食調理棟 外壁、天井内耐震補強に伴い排気ファン、排気フード、ダクトの改修を行う。
5. 給食調理棟 外壁耐震補強に伴い有圧換気扇の改修を行う。
6. 給食調理棟 外壁耐震補強に伴いルームエアコンの取外し、再取付けを行う。

各工事詳細は図面参照とする。

※施工順序、ハツリ工事やアンカー打設等の施工時期については監督職員及び学校との打合せによる。

※ハツリ工事、アンカー打設等の騒音が予想される工事については授業時間中の施工を避ける等の配慮すること。



 工事対象建物を示す。

		T.M建築設計事務所 高知市大津乙39-26 TEL088-966-7356 FAX088-966-7356	工 事 名	保	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
		事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	高知市立三星小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事					M-03
			図面・機械設備 配置・付近見取図、工事概要略 尺 A2.3/600(A3:71%縮小)	作 用	年	月	日	

ガスマルチ給湯器廻り[新設]	
SUS製ボール弁	1
BAV-40A フランジ	
逆止弁	1
CV-40A(コア内蔵)	
SUS製U型ストレーナー	1
40A フランジ	
防振継手	1
40A ゴム製 球形	
ス中間コック	1
50A	

ボイラー室[撤去]		1
ボール弁		
BAV-20A(コア内蔵)		

給湯室屋外〔撤去〕	
ボール弁(給水)	1
BAV-20A(コア内蔵)	
ガス中間コック	1
15A	

給湯室屋外〔新設〕	
ボール弁(給水)	1
BAV-20A(コア内蔵)	
ガス中間コック	1
15A	

給湯室〔取外し〕	
レバー式混合水栓 T33AE-13	1
ガス貯温式給湯器 45Lタイプ 給湯栓×2個	1
同上用置台 SUS製 H=450	1
給水フレキ SUS 15A×400L	1
湯オーバーフロー用フレキ SUS 15A×2200L	1

給湯室〔撤去〕	
分岐水栓	1
9A コック式 クロムメッキ	
給水フレキ	1
SUS 15A×400L	
ス可とう管コック	1
15A	
ガス用金属フレキ	1
15A×450L	

給湯室〔再取付け〕	
バー式混合水栓	1
T33AE-13	
スリヤ型給湯器	1
5Lタイプ 給湯栓×2個	
同上用置台	1
SUS製 H=450	2
給水フレキ	
SUS 15A×400L	
湯オーバーフロー用フレキ	1
SUS 15A×2200L	

給湯室〔新設〕	
ス可とう管コック	1
15A	
ガス用金属フレ	1
15A×450L	

ワゴン室[取外し]		
バー式ホーム水栓		1
13A		

ワゴン室[再取付け]	
バー式ホーム水栓	1
13A	

ワゴン室〔新設〕	
SUS製水栓柱	1
H=1200 ウレタン保温	

屋外〔取外し〕		
ホーム水栓		1
13A		

屋外〔撤去〕	
塩ビ製水栓柱	1

屋外〔再取付け〕	
ホム水栓	1
13A	

屋外〔新設〕	
SUS製水栓柱	1
H=1200 ウレタン保温	

給食室 回転釜廻り[取外し]		
レ	バー式自在水栓 (給水) T30AR20V22	4
レ	バー式ホーム水栓 T200S20V15	4
レ	バー式自在水栓 (給湯) T30AR20V33	2

給食室 回転釜廻り[撤去]	
絶縁継手(給水用)	5
20A	
ガス中間コック	1
40A	
ガス中間コック	4
25A	
ガス栓	1
ユーズコック 双口	
ガス用金属フレキ	4
25A × 300L	

給食室 回転釜廻り[再取付け]	
バー式自在水栓 (給水)	4
T30AR20V22	
バー式ホーム水栓	4
T200S20V15	
バー式自在水栓 (給湯)	2
T30AR20V33	

給食室 回転釜廻り[新設]	
ガス中間コック 40A	1
ガス中間コック 25A	4
ガス栓 ユーズコック双口	1
ガス用金属フレキ 25A×300L	4

給食室 真空冷却機廻り[取外し]	
ボール弁	1
BAV-20A (コア内蔵)	
SUS製可とう継手	1
20A×300L	

給食室 真空冷却機廻り[撤去]	
ボールコック	1
20A	
SUS製可とう継手	1
20A×300L	

食室 真空冷却機廻り[再取付け]	
ボール弁	1
BAV-20A(コア内蔵)	
SUS製可とう継手	1
20A×300L	

給食室	オープンレンジ廻り[取外	
レバー式自在水栓		1
13A		
レバー式ホーム水栓		2
13A		
ボールコック		1
20A		

食室	オープンレンジ廻り[撤去]	
ガス中間コック		1
20A		
ガス用金属フレ		1
20A×300L		

パー式自在水栓	1
13A	
パー式ホーム水栓	2
13A	
ボールコック	1
20A	

ボール弁(給水)	1
BAV-20A (コア内蔵)	
ガス中間コック	1
20A	
ガス用金属フレキ	1
20A×300L	

給食室 作業台廻り[取外し]	
レバー式ホーム水栓	1
13A	
ボール弁	1
BAV-20A(コア内蔵)	

給食室 作業台廻り〔再取付け〕	
バー式ホーム水栓	1
13A	
ボール弁	1
BAV-20A(コア内蔵)	

給食室 食器洗浄機廻り[取外し可能]	
13A	1
ゲート弁(給水)	1
GV-10K-20A(コア内蔵)	1
ボール弁(給水)	1
BAV-20A(コア内蔵)	1
逆止弁(給水)	1
CV-20A(コア内蔵)	1
ボール弁(給湯)	1
BAV-25A	

給食室 食器洗浄機廻り[撤去]	
方 中 間 コ ッ ク	1
20A	

食室 食器洗浄機廻り[再取付け]	
バー式ホーム水栓	1
13A	
ゲート弁(給水)	1
GV-10K-20A (コア内蔵)	
ボール弁(給水)	1
BAV-20A (コア内蔵)	
逆止弁(給水)	1
CV-20A(コア内蔵)	
ボール弁(給湯)	1
BAV-25A	

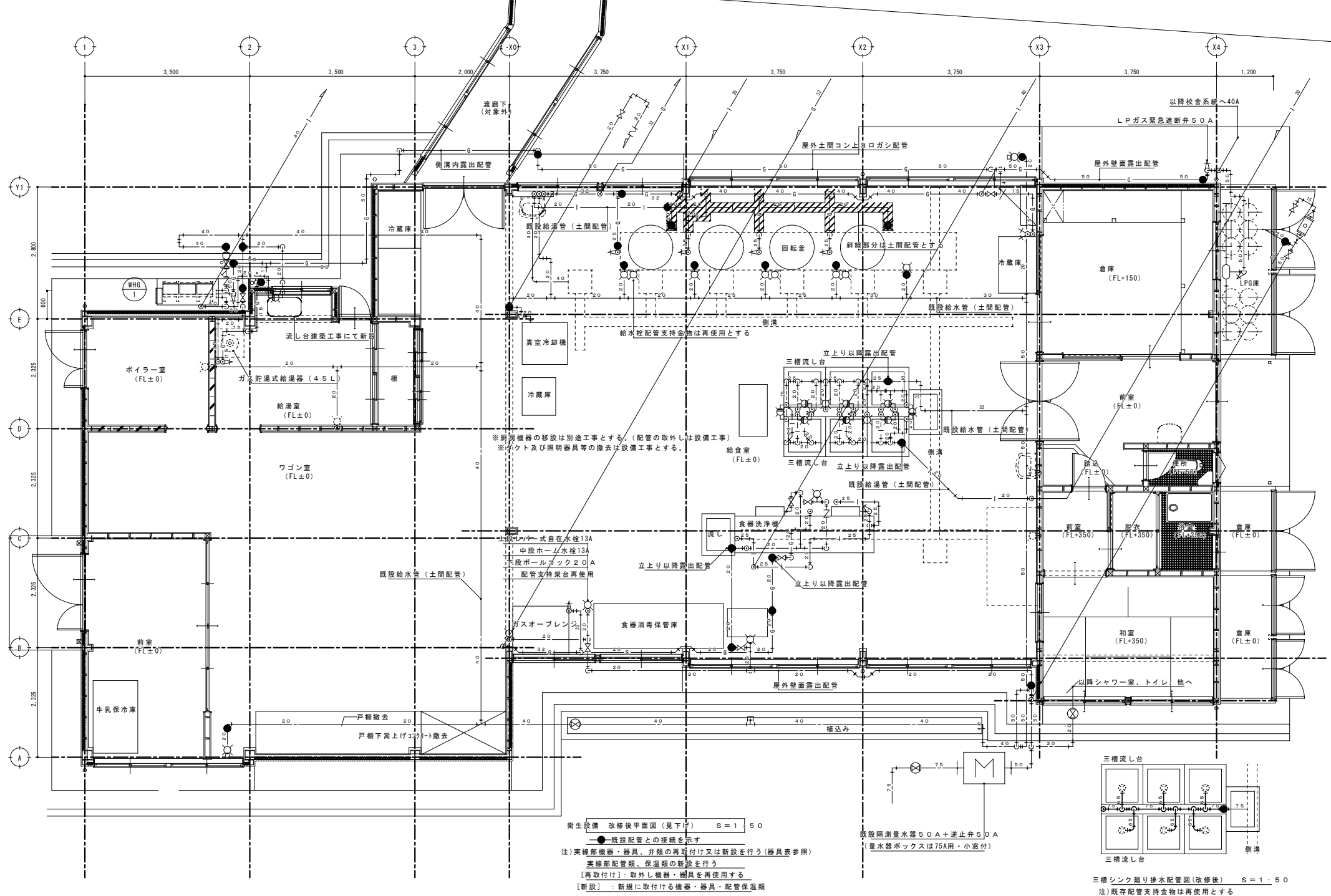
給食室 食器洗浄機廻り[新設]	
ガス中間コック	1
20A	

給食室 三槽流し台廻り〔取外し〕		
レバー式混合水栓	13A	8
レバー式ホーム水栓	13A	2

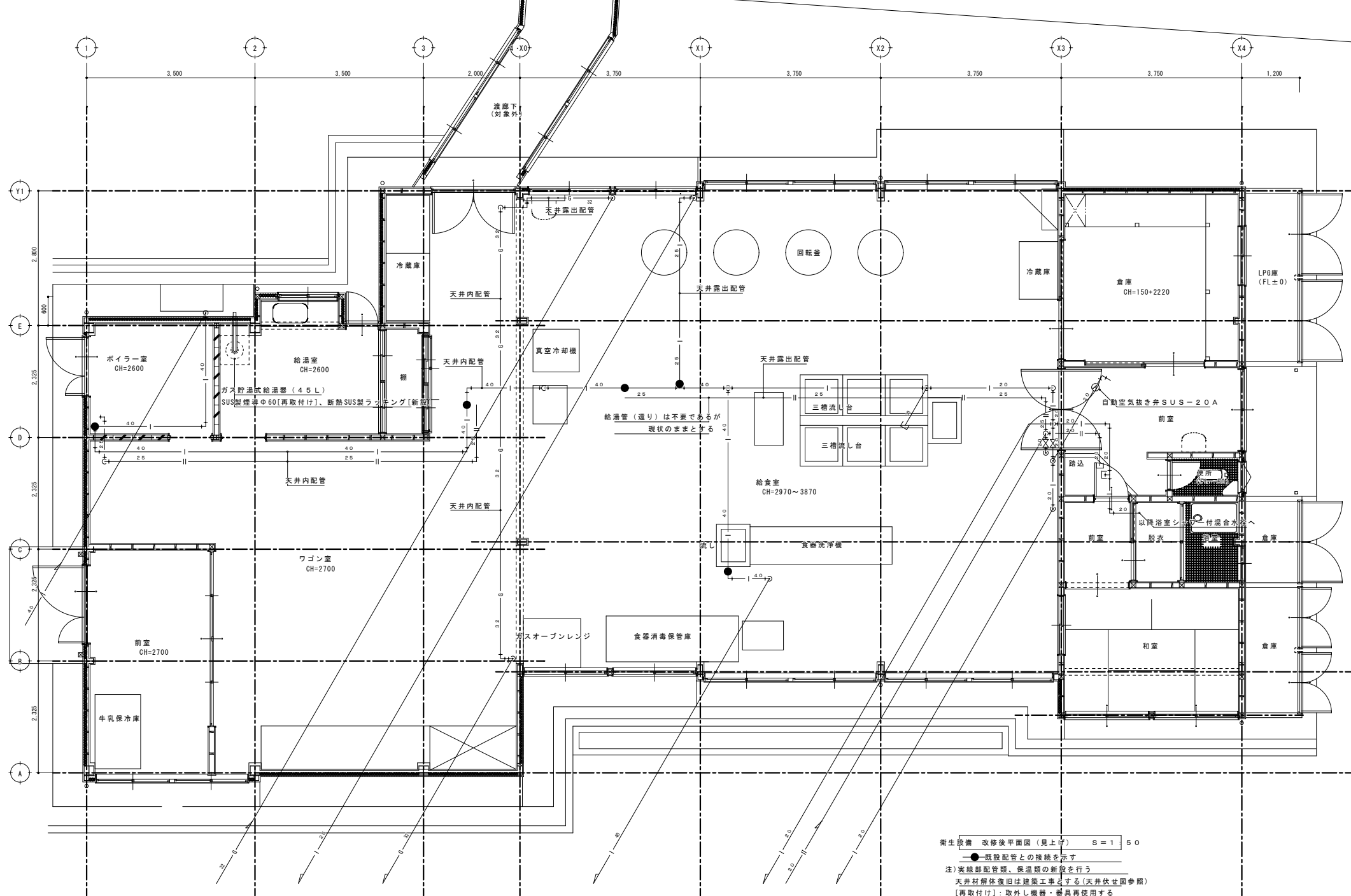
給食室 三槽流し台廻り[撤去]		1
ボール弁(給湯)		
BAV-20A		

食室 三槽流し台廻り〔再取付〕		
バー式混合水栓		8
13A		
バー式ホーム水栓		2
13A		

	T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356	工事名	係長	課長補佐	課長	図面番号
	事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事				M-04
		図面内容 衛生設備 機器・器具表	縮尺 A2:- (A3:71%縮小)	作図年 月 日		

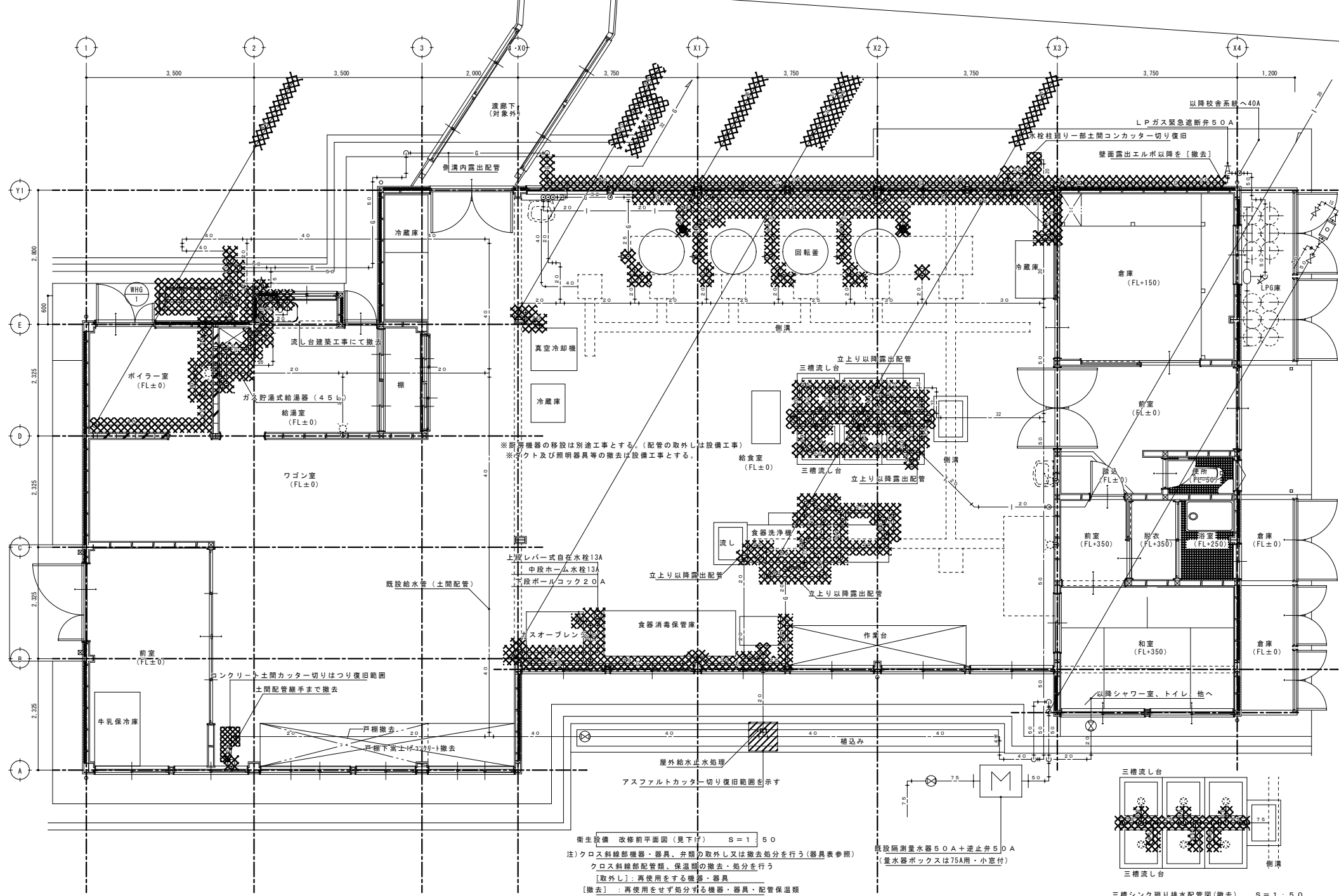


T.M建築設計事務所 高知市大津2389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生				工事名 高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事				係 係長 課長補佐 課長 図面番号 M-05
図面名衛生設備 改修後平面図(見下げ)				縮尺	A2:1/50 (A3:71%縮小)			作図 年 月 日



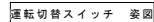
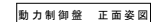
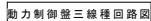
衛生設備 改修後平面図 (見上げ) S=1/50
● 既設配管との接続を示す
注) 実線部配管類、保温類の新設を行う
天井材解体復旧は建築工事とする(天井伏せ図参照)
[再取付け]: 取外し機器・器具再使用する
[新設]: 新規に取付けする機器・器具・配管保温類

			T.M建築設計事務所		工 事 名		係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号	
			高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356		高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事						M-06	
			事務所登録 高知県知事登録第1130号		図面名衛生設備 改修後平面図(見上げ)		縮 尺	A2:1/50 (A3:71%縮小)				
			1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生				作 図	年 月 日				



T.M建築設計事務所 高知市大津2389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生				工事名 高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事				係 係長 課長補佐 課長 図面番号 M-07
図面名衛生設備 改修前平面図(見下げ)				縮尺	A2:1/50 (A3:71%縮小)			作図 年 月 日

		T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356	工 事 名		係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
		事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 昌生	高知市立三星小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事						M-09
			図 面 名空調・換気設備 改修後平面図		縮 尺	A2 3/100 (A3 : 71%縮小)	作 図	年 月 日	



仕様 IP65

オムロン A165L-J□M-24D-2S(参考)

イッチ表示は 回転釜、食洗機、切 とする

NP	名称
01	動力制御盤
1	動力主幹
2	インバーター
3 強	運転、モーターダンパ
4 弱	運転、モーターダンパ
5	制御電源

型形式	屋内自立型	
材質	箱体	スチール鋼 t2.3
	扉	スチール鋼 t2.3
	器具板	スチール鋼 t2.3
	ベース	チール鋼 150×50×t4.5
塗装	外面	
	内面	
把手	品番	A464-2
	鍵	200番

動作：二位置動作

補助機能：補助スイッチ

	T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	高知市立三里小学校給食調理棟耐震補強に伴う機械設備工事					M-10
		図面(空調・換気設備排水ファン制御設備)縮尺 A2.3/100(A3:71%縮小)	作図年 月 日				

